

保護者 様

南アルプス市立若草中学校
校長 河野良一

インフルエンザにおける出席停止について

インフルエンザにかかった場合は、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止となります。この期間は欠席扱いにはなりません。ご家庭においては、医師と相談の上、適切な処置をとられるようお願いいたします。

なお、登校される際には、保護者による「インフルエンザ治癒報告書」（別紙）の提出をお願いします。「インフルエンザ治癒報告書」の項目に医師から診断された内容と療養中の様子を記入し、出席停止期間を経過したことを確認してください。また、登校当日のお子さまの健康観察を行い、学校に提出してください。インフルエンザが治癒したかの確認のための受診ならびに医師による治癒証明書は必要ありません。

*インフルエンザの出席停止期間は、「発症した後、5日を経過し、かつ解熱後2日（平熱になってから48時間）を経過するまで」となっております。平熱に下がった後48時間を経過していても、発症した日の翌日から7日間は、ウイルスを排出して人に感染させる可能性があります。マスク着用と手洗いの励行をお願いします。

<参 考>

◇登校していいのはいつから？

出席停止期間は『①発症した後5日を経過し、②かつ、解熱した後2日を経過するまで』です。

① 『発症した後5日を経過』とは・・・

熱が出た日を0日として、その後、5日を過ぎるまではお休みしてください。

② 『かつ、解熱した後2日を経過するまで』とは・・・

①に加え、平熱になった日を0日として、その後、平熱で2日たつまでは、お休みしてください。

*①の条件を満たし、なおかつ②の条件が満たされた時、登校可能となります。

◇平熱になった日「0日」とは？

- ・「朝から一日平熱」または「朝は熱があったが、夕方までに平熱になった」場合が0日になります。
- ・「平熱になる時もある」「夜、熱がある」という場合は、0日になりません。

◇熱以外の症状が続いていたら？

出席停止期間を経過しても、咳・鼻水・鼻づまり・のどの痛み等の症状が続き回復しないときは、無理な登校をさけて医師にご相談ください。